

不当要求防止責任者Q & A 目次

- Q 1 不当要求防止責任者の資格要件はありますか。
- Q 2 選任できる不当要求防止責任者の人数は決まっていますか。
- Q 3 責任者選任届出書は本人が出さないといけないのですか。
- Q 4 複数の店舗を兼任している場合、店舗ごとに責任者選任届出書を出すのですか。
- Q 5 講習を受講するためにどのような手続きを行う必要がありますか。
- Q 6 講習はどのような内容ですか。
- Q 7 講習は毎年受講しなければならないのですか。
- Q 8 講習を代理の者が受講してもいいですか。
- Q 9 講習を欠席した場合はどうなりますか。
- Q 10 講習を受けないとどうなりますか。
- Q 11 責任者を辞めたい場合はどうすればよいですか。
- Q 12 不当要求防止責任者を変更する場合はどうすればよいですか。
- Q 13 講習会場を変更したい場合はどうすればよいですか。
- Q 14 他の都道府県で講習を受講すれば、当県での講習を受ける必要はないのですか。

不当要求防止責任者 Q & A

Q 1 不当要求防止責任者の資格要件はありますか。

A 資格要件はありませんが、「その事業に係る業務を統括管理する者であって、不当要求防止による被害を防止するために必要な業務を行う者」が不当要求防止責任者となる旨、暴力団対策法に定められています。

Q 2 選任できる不当要求防止責任者の人数は決まっていますか。

A 人数の定めはありません。
事業所の規模に応じて、支店や部署ごとに選任することができます。

Q 3 責任者選任届出書は本人が出さないといけないのですか。

A 代理人による提出も可能です。

Q 4 複数の店舗を兼任している場合、店舗ごとに責任者選任届出書を出すのですか。

A 普段勤めている店舗（主たる事業所）で提出してください。
兼任している店舗での提出も可能ですが、受講できるのは主たる事業所所在地の1講習だけとなります。
また、交付される受講修了書も1枚のみとなります。
兼任している店舗の届け出をする場合は、責任者選任届出書の連絡先欄に、兼任先であることと、主たる事業所の店舗名を追記してください。

Q 5 講習を受講するためにどのような手続きを行う必要がありますか。

A 責任者選任届出書を提出してください。講習開催日の概ね一ヶ月前に往復はがきにてご案内します。オンライン講習を希望される方は、ご返送の前に空き状況を電話確認していただくようお願いいたします。講習の開催時期につきましては「講習予定日一覧」をご確認ください。

Q 6 講習はどのような内容ですか。

A 暴力団情勢や不当要求行為の実態、対応方法など、不当要求による被害を防止するために必要な知識、技能を習得してもらうための内容となっております。

Q7 講習は毎年受講しなければならないのですか。

A 責任者選任時は概ね1年以内、以降の講習はおおむね3年経過した時期に受講となります。

Q8 講習を代理の者が受講してもいいですか。

A 届出された責任者ご本人でなければ受講することはできません。

Q9 講習を欠席した場合はどうなりますか。

A 翌年度に行われる講習を受講して下さい。

Q10 講習を受けないとどうなりますか。

A 本講習は努力義務であるため、罰則等はありません。
本講習の趣旨は不当要求による被害を防止するために、必要な知識、技能を習得していただくものであることから、可能な限り受講を推奨しております。

Q11 責任者を辞めたい場合はどうすればよいですか。

A 愛知県警察本部 捜査第四課 暴力団対策第二係（052-951-1611(内線4448)）までご連絡ください。

Q12 不当要求防止責任者を変更する場合はどうすればよいですか。

A 責任者を交代する場合は「責任者選任届出書（様式第9号）」をご提出ください。
責任者の役職や、事業所名等を変更する場合は「変更届出書（様式第41号）」をご提出ください。

Q13 講習会場を変更したい場合はどうすればよいですか。

A 講習場所の変更はできません。
受講できなかった場合は翌年度の講習を受講してください。

Q14 他の都道府県で講習を受講すれば、当県での講習を受ける必要はないのですか。

A 講習は各都道府県の公安委員会により行われており、暴力団情勢等も変わりますので受講する事をお勧めします。